香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第35号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 香川県営住宅条例施行規則(昭和39年香川県規則第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)

第3条の2 略

 $(1)\sim(7)$ 略

(8) 略

ア略

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又は第10条の2</u> (<u>これらの規定を</u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第10号において同じ。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9)~(11) 略

(条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める場合) 第4条の2 略

- (1) (2) 略
- (3) 同居者に<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>がある場合

(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第8条の2 略

(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)

- 第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - $(1)\sim(7)$ 略
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。第8条の2第10号において同じ。)でア又はイのいずれかに該当するもの

ア略

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2 において準用する場合を含む。第8条の2第10号において同じ。)の 規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効 力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9)~(11) 略

(条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める場合)

- 第4条の2 条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの) 第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各

$(1)\sim(9)$ 略

- (10) 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又は第10条の2</u>の規定による命令が発せられた場合において、保護の対象となる配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (11)~(15) 略

(知事の登録)

第8条の3 条例第8条の3第1項に規定する知事の登録を受けようとする 者は、県営住宅入居申込整理票を知事に提出しなければならない。

2 略

号のいずれかに該当するものとする。

 $(1)\sim(9)$ 略

- (10) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定による命令が発せられた場合において、保護の対象となる配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (11)~(15) 略

(知事の登録)

- 第8条の3 条例第8条の3第1項に規定する知事の登録を受けようとする 者は、県営住宅入居申込整理票<u>(第1号様式)</u>を知事に提出しなければな らない。
- 2 略

第1号様式(第3条の2、第8条の2、第8条の4関係) (表面)

略

(裏面)

- 備考 1 「氏名」欄は、配偶者からの暴力被害を申し出た者の氏名を記入してください。
 - 2 「同伴者氏名」欄は、配偶者からの暴力被害を申し出た者に県営住宅へ同居 しようとする親族がいる場合において、その者の氏名を記入してください。
 - 3 「連絡先等」欄は、本人の連絡先以外にも、配偶者暴力対応機関等や代理者 など本人と連絡が取れる者の名称及び電話番号を記入することができます。
 - 4 太枠内は、配偶者からの暴力被害の申出を受け付けた機関等が記入してください。
 - 5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、 氏名を省略することができます。また、代表者は、適切な組織の長としてくだ さい。市町村等の長である必要はありません。
 - 6 「配偶者暴力対応機関等記載欄」は、必要に応じ、整理番号や本人確認を行った旨などを記載してください。
 - 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体(<u>女性支援事業</u>委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体及び補助金等交付団体)においては、「名称」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみの記載で差し支えありませんが、団体又は代表者の印(個人印を含む。)を押印してください。なお、「所在地」は、秘匿することができます。
 - 8 各都道府県及び市町村の住宅部局においては、確認書に記載されている配偶者暴力対応機関等や確認書を発行した<u>女性相談支援センター</u>の名称等について配偶者(配偶者であった者を含む。)に知らせないなど、取扱いについては十分配慮してください。

第1号様式(第3条の2、第8条の2、第8条の4関係) (表面)

略

(裏面)

- 備考 1 「氏名」欄は、配偶者からの暴力被害を申し出た者の氏名を記入してください。
 - 2 「同伴者氏名」欄は、配偶者からの暴力被害を申し出た者に県営住宅へ同居 しようとする親族がいる場合において、その者の氏名を記入してください。
 - 3 「連絡先等」欄は、本人の連絡先以外にも、配偶者暴力対応機関等や代理者 など本人と連絡が取れる者の名称及び電話番号を記入することができます。
 - 4 太枠内は、配偶者からの暴力被害の申出を受け付けた機関等が記入してください。
 - 5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、 氏名を省略することができます。また、代表者は、適切な組織の長としてくだ さい。市町村等の長である必要はありません。
 - 6 「配偶者暴力対応機関等記載欄」は、必要に応じ、整理番号や本人確認を行った旨などを記載してください。
 - 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体 (婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体及び補助金等交付団体)においては、「名称」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみの記載で差し支えありませんが、団体又は代表者の印(個人印を含む。)を押印してください。なお、「所在地」は、秘匿することができます。
 - 8 各都道府県及び市町村の住宅部局においては、確認書に記載されている配偶 者暴力対応機関等や確認書を発行した<u>婦人相談所</u>の名称等について、配偶者 (配偶者であった者を含む。)に知らせないなど、取扱いについては十分配慮 してください。

第1号様式の2 (第7条、第8条の3関係)

(日本産業規格A列4番)

(表面)

県営住宅入居申込整理票

킽	香川県知事 殿				□一般入居用 □抽選後落選((抽選の		5.	(登新	ずき
申込む	者の確認欄	年	月日	Ħ	る世帯のみ)□登録入居(登	~		- 0		
	申 世報 は ・ で 本 い か は ・ で 本 い か で か い か で か い か な が な に れ に れ に れ た は れ に れ た は れ に れ ま れ に れ ま れ に れ ま れ に れ ま れ ま れ ま	で。納る名宅よ。よし、あ裏なと又にと と同いがは住す す居に。で同んる るし	詳細記入) きるし、ようらと またいなが、県を 親族が、県を 親ないた。 と	する者: 営住宅の	名義のもの) がた 家賃・駐車場使 家賃等に滞納が	用料・				
住申	住	宅	名		棟・号		住	宅	分	類
宅込		-	寸	抽	棟	叧				

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなく ても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ昭会がたされることに同意します。

280	※7月回真 C07577 日7 */唯略*/ため音景学師 派式がっぱされいかことで同意 ひよう。														
申	住	住 所 〒□□□□□□□													
认	ふり	がた						-	F) ST	携帯	()			
±z.	or.		77-]]	電話 番号		()			
者	氏	名	1					1	針万	自宅	勤務	洗・	その他	()	
		を 五 円		<u></u>	な <u></u> 名	続	柄	年齢	生	年	月	日	障害	その	0 他
#	者申 込					本(申	人 込者)			年	平・令 月	日	□普障 □特障	□寡姉	
	同居									年	平・令 月	日	□普障 □特障	□寡姉	
帯	し								大	·昭· 年	平・令 月	日	□普障 □特障	□ひる□写好	お親い
構	ようとする親								大	·昭· 年	平・令 月	月	□普障 □特障	□ひる□写好	お親い
	する								大	年	平・令 月	日	□普障 □特障	□ひる□写好	お親い
成	親族								大	·昭· 年	平・令 月	日	□普障 □特障	□ひる□写好	り親
□ 30歳以上 □障害者 □戦傷病者 □原爆被爆者 □生活保護受給者等 □ 引揚者 □ハンセン病 □配偶者等からの暴力被害者 □犯罪被害者等 □香川おもいやりネットワーク事業参画法人から支援を受けている者															
裁量	### 1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯 3 戦儀病者世帯 4 原操板操者世帯 5 引援者世帯 6 ハンセン病世帯 7 15歳に違する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する日帯														

- 1 該当する項目の□に**ン**印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は 受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。 3 その他の欄は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号へ
 - に規定する「寡婦」又は同号トに規定する「ひとり親」に該当する場合、該当 する項目の口に**レ**印を記入してください。
 - 4 裁量階層世帯に該当するとして〇を付けた方が入居予定者に決定された場合 で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとな ります。

第1号様式の2 (第7条、第8条の3関係)

(日本産業規格A列4番)

県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿			□一般入居用(抽選のみ) □抽選後落選の場合登録する。(登録でき			
申込者の確認欄	年 月	目	る世帯のみ) □登録入居(登録できる世帯のみ)			
金を滞納していない。	である。 (裏面に詳細記入りがない。 はまれている。 はまれている。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は	うとする者名い。 い。 県営住宅の家 県営住宅の家 事実はない。	i義のもの)がない。 家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償 家賃等に滯納がある者と、その未払となって			
住申 住	宅 名		棟・号 住宅分類			
宅込		団地	棟 号			
申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ昭全がなされることに同意します。						

申	住	所	T000—					
込	ふり	がな	1			携帯()	_	
者	氏	名				電話 () 番号 自宅・勤務先	_ ・その他 ()	
		。 氏		な続杯	年齢	生 年 月 日	障害その他	
##:	者申 込			本 <i>丿</i> (申込者)		大・昭・平・令 年 月 日	□普障 □ひとり親 □特障 □寡婦	
	同居					大・昭・平・令 年 月 日	□普障 □ひとり親 □特障 □寡婦	
帯						大・昭・平・令 年 月 日	□普障 □ひとり親 □特障 □寡婦	
構	しようとする親族					大・昭・平・令 年 月 日	□普障 □ひとり親 □特障 □寡婦	
	する					大・昭・平・令 年 月 日	□普障 □ひとり親 □特障 □寡婦	
成	親族					大・昭・平・令 年 月 日	□普障 □ひとり親 □特障 □寡婦	
単	身申	込	□引揚者 □	□障害者 □戦像 ハンセン病 □ やりネットワーク	票病者 日偶者等 ア事業参	□原爆被爆者 □生 からの暴力被害者 画法人から支援を受	舌保護受給者等 □犯罪被害者等 けている者	
裁量	### 1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯 6 ハンセン病世帯 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯							

- 備考 1 該当する項目の□に**レ**印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は 受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。 3 その他の欄は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号へ
 - に規定する「寡婦」又は同号トに規定する「ひとり親」に該当する場合、該当 する項目の口に上印を記入してください。
 4 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合
 - で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとな ります。

(裏面)	(裏面)
略	略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に入居予定者となった者に係る入居者の資格については、改正後の第4条の2第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の第1号様式及び第1号様式の2による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。